

堺市社会福祉事業団施設利用者に対する虐待防止対応に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人堺市社会福祉事業団定款第1条に基づき法人が実施する事業（以下「法人事業」という。）の利用者に対する虐待防止を図り、事業の迅速な改善を図ることにより法人事業に対する社会的な信頼を向上させ、利用者の人権を保護し、健全な支援を提供することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「虐待」とは、職員（市派遣職員、非常勤職員、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び短期契約職員を含む。）がその支援する利用者に対して行う、次に掲げる行為をいう。

- (1) 身体的虐待 利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 性的虐待 利用者にいせつな行為をすること、又は利用者をしていせつな行為をさせること。
- (3) 心理的虐待 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 放棄・放置 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による前3号までにあげる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (5) 経済的虐待 利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 職員は利用者には虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び通報者の保護)

第4条 利用者、保護者、第三者及び職員からの虐待の通報があるときは、本規則に基づき、対応しなければならない。

- 2 職員は虐待を発見した際、又は虐待を受けたと思われる利用者を発見した際は、速やかに虐待防止受付担当者に通報しなければならない。
- 3 虐待の通報を行った職員は通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

第2章 虐待の対応及び防止体制

(虐待防止対応責任者)

第5条 本規則による虐待防止の責任主体を明確にするため、施設に虐待防止対応責任者を置く。

2 前項に定める施設とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 第1つばみ園、つばみ診療所、第2つばみ園及び療育の窓 おおぞら
- (2) 第1もず園、もず診療所及び第2もず園
- (3) 市民交流センター及び生活リハビリテーションセンター

3 虐待防止対応責任者は、前項各号の施設長の中から理事長が任命する。

(虐待防止対応責任者の職務)

第6条 虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待内容及び原因の調査並びに解決策の検討

- (2) 虐待に対する解決、防止のための当事者及び保護者等（以下「当事者等」という）との話し合い
- (3) 第三者委員への虐待防止対応結果の報告（当事者等が第三者委員への報告を希望しない場合を除く。）
- (4) 虐待原因の改善状況の当事者等、第三者委員への報告（当事者等が第三者委員への報告を希望しない場合を除く。）
- (5) 各号についての理事長、所管部長及び堺市所管課（以下「市」という）への報告
- (6) 市による事実確認、聞き取り調査等への協力

（虐待防止受付担当者）

第7条 利用者等が虐待通報を行いやすくするため、施設に虐待防止受付担当者を置く。

- 2 虐待防止受付担当者は、その施設に所属する職員のうちから虐待防止対応責任者が選任する。
- 3 職員（同施設に所属する職員に限定しない。）は虐待防止受付担当者の不在時等に第2条に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止受付担当者に代わって通報を受け付けることができる。
- 4 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待防止受付担当者にその内容を連絡しなければならない。

（虐待防止受付担当者の職務）

第8条 虐待防止受付担当者の職務は次のとおりとする。

- (1) 利用者及び保護者からの虐待通報の受付
- (2) 職員及び第三者からの虐待通報の受付
- (3) 虐待内容、当事者等の要望の確認と記録
- (4) 虐待内容の虐待防止対応責任者及び第三者委員への報告（当事者等が第三者委員への報告を希望しない場合を除く。）
- (5) 虐待原因の改善状況の虐待防止対応責任者への報告
- 2 虐待の通報者が職員及び第三者である場合、虐待通報者からの希望があれば、第12条及び第13条の「当事者等」は「虐待通報者及び当事者等」と読み替える。

（虐待防止対応の周知）

第9条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書及びホームページへの掲載等により、本規則に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

（虐待通報の受付及び記録）

第10条 虐待の通報は、書面（様式第1号。以下「虐待通報書」という。）によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

- 2 虐待防止受付担当者は、虐待通報者が当事者等である場合、虐待通報の受付に際して次の事項を記載した書面（様式第2号。以下「虐待通報の受付・経過記録書」という）に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。
 - (1) 虐待の内容
 - (2) 虐待通報者の要望
 - (3) 虐待防止対応責任者の話し合いの際の第三者委員の助言と立会の要否
- 3 虐待通報者が職員及び第三者である場合、虐待防止受付担当者は、前項の「虐待通報の受付・経過記録書」に次の事項を記録し、当事者等へ報告し、その内容を確認及び記録する。
 - (1) 虐待の内容
 - (2) 当事者等の要望
 - (3) 第三者委員への報告の要否
 - (4) 虐待防止対応責任者との話し合いの際の第三者委員の助言と立会の要否

(虐待通報の報告と確認)

第11条 虐待防止受付担当者は受け付けた虐待の内容を虐待防止対応責任者及び第三者委員に報告する。ただし、当事者等が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りではない。

2 投書等匿名による虐待通報等、通報者並びに当事者が特定できない通報があった場合にも、第三者委員に報告し必要な対応を行う。

3 第三者委員は、虐待防止受付担当者から虐待通報内容の報告を受けた時は、その内容を確認し、書面（様式第3号。以下「虐待通報受付報告書」という。）により当事者等に対して報告を受けた旨を通知する。通知は原則として虐待通報のあった日から10日以内に行われなければならない。

(虐待解決に向けた協議)

第12条 虐待防止対応責任者は虐待通報の内容を解決するため、当事者等との話し合いを実施する。ただし、当事者等が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。

3 当事者等、虐待通報者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。ただし、当事者等が第三者委員への助言を希望しない場合はこの限りではない。

4 第三者委員は、話し合いへの立会にあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。

5 虐待防止対応責任者は、話し合いの内容、解決策及び改善策等を書面（様式第4号。以下「話し合い結果記録票」という。）に記録し、当事者等及び立ち会った第三者委員に確認する。

6 虐待通報の内容を確認し、市による事実確認の結果、職員が虐待を行ったと認められる場合、虐待防止対応責任者は、所管部長を通じて理事長へその旨を報告しなければならない。

7 理事長は前項の報告を受けた場合、事業団諸規程等に基づき処分を行うことができる。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

第13条 虐待防止対応責任者は虐待通報の受付から話し合い、解決及び改善までの経過と結果について書面により記録しなければならない。

2 虐待防止対応責任者は虐待対応に関して改善を約束した事項について当事者等及び第三者委員に対して書面（様式第5号。以下「改善結果（状況）報告書」という。）により報告する。報告は原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。

3 虐待防止対応責任者は当事者等が満足する解決が図られなかった場合には、大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

(解決結果の公表)

第14条 法人事業のサービスの質と向上を図るため、本規則に基づく虐待の解決等の対応内容について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に掲載する。

第3章 虐待の防止体制

(虐待防止委員会の設置)

第15条 施設内における虐待防止を図るため、施設内に虐待防止委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2 委員会の委員長は、虐待防止対応責任者の中から理事長が任命する。また委員長は必要に応じてその施設内の虐待防止対応責任者の中から副委員長を選任することができる。

3 委員は委員長の所管する施設の虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者をもって充てる。また、委員長は必要に応じてその施設に所属する職員を委員として選任することができる。

- 4 委員会は定期的、及び虐待が発生したときに開催しなければならない。また、委員長は必要に応じて臨時に委員会を開催することができる。
- 5 委員長は必要に応じて第三者委員に委員会への参加を求めることができる。

(虐待防止の事業)

第16条 虐待防止委員会は、虐待防止のため、次の事業を行う。

- (1) 職員の虐待防止に係る年間事業計画の作成
- (2) 虐待防止啓発及び障害福祉を含めた全人的な人格・資質の向上を目的とした職員研修の実施
- (3) 日常の職員に対する虐待防止の啓発
- (4) 利用者及び保護者への障害者の人権等の権利擁護のための成年後見制度利用の周知
- (5) その他職員の虐待防止に関すること

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年6月5日から施行する。